

## 法廷等の秩序維持に関する規則

昭和27年9月1日最高裁判所規則第20号

改正 昭和46年6月23日最高裁判所規則第9号  
平成18年5月12日最高裁判所規則第6号

法廷等の秩序維持に関する規則を次のように定める。

### 法廷等の秩序維持に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号。以下法という。）による制裁の手續に関しては、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(拘束の手續・法第三条第二項)

第二条 法第三条第二項の規定による行為者の拘束は、急速を要する場合には、裁判長がさせることができる。

2 裁判所職員又は警察官は、法第三条第二項の規定により行為者の拘束を命ぜられた場合には、その者を裁判所若しくは裁判長又は裁判官の指示する場所に留め置かなければならない。

3 裁判所又は裁判官は、拘束を解く場合においては、被拘束者の釈放を命じなければならない。

4 拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がされたときは、その裁判を受けた者を監置場に留置する時まで、二十四時間をこえてこれを拘束することができる。

(平一八最裁規六・一部改正)

(迅速な裁判)

第三条 制裁を科する裁判は、できる限りその日のうちにするものとする。

(本人を特定するための処置)

第四条 裁判所又は裁判官は、本人を特定するため必要があると認めるときは、被拘束者の写真を撮影し、又は指紋を採取することができる。

(制裁を科する裁判所・法第三条第一項)

第五条 法第二条第一項の規定にあたる行為を直接に知り得た裁判所又は裁判官は、自ら裁判をする場合を除いて、当該裁判所を構成する裁判官所属の裁判所又は当該裁判官所属の裁判所に、制裁を科すべき旨の請求をすることができる。

2 前項の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を差し出してしなければならない。

一 本人の氏名、住居その他本人を特定するに足りる事項

二 法第二条第一項の規定にあたる事実

三 請求をする裁判所又は裁判官の意見

四 法第三条第二項の規定により本人が拘束されているときは、拘束の年月日時及び場所

3 第一項の請求をする場合において、前項第二号の事実を認めるべき資料があるときは、これを提供しなければならない。

4 第一項の請求があつたときは、請求をした裁判所を構成する裁判官又は請求をした裁判官以外の裁判官の構成する裁判所が、裁判をする。

(弁護士の補佐)

第六条 裁判所又は裁判官は、裁判が遅延する虞がないと認める場合には、本人に事件につき弁護士の補佐を受けさせることができる。

2 前条第四項の規定により裁判をする場合には、本人は、事件につき弁護士の補佐を受けることができる。

3 前二項の場合において、補佐する者の数は、一人とする。

(本人の在席)

第七条 制裁を科する裁判の手續は、本人が在席しなければならない。但し、

本人が正当な理由がなく出席しないとき、又は本人が許可を受けないで退席し若しくは秩序維持のため退席を命ぜられたときは、この限りでない。

(事実の調査)

第八条 裁判所又は裁判官は、必要があると認めるときは、職権で本人の審問その他事実の調査をすることができる。

(調書)

第九条 制裁を科する裁判の手續については、裁判所書記官が調書を作らなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項その他手續に関する重要な事項を記載し、裁判所書記官が年月日を記載して署名押印し、裁判長又は裁判官が認印しなければならない。ただし、裁判所書記官は、署名押印に代えて記名押印することができる。

一 本人を拘束させたこと又はその拘束を解いたこと及びその年月日時

二 事実の調査又は証拠調の結果

三 裁判の宣告をしたこと及びその年月日時

3 裁判長又は裁判官は、相当と認めるときは、法第二条第一項の規定にあたる行為が行われた際にされている審判その他の手續について作られる調書に前項の事項を記載させて、第一項の調書に代えさせることができる。

(昭四六最裁規九・一部改正)

(制裁を科する裁判・法第四条第一項)

第十条 裁判所又は裁判官が法第二条第一項の規定にあたる事実を認めた場合において、制裁を科するのを相当とするときは、その旨の裁判をしなければならない。

2 前項の裁判には、事実の要旨及び適用した法条を示さなければならない。

(制裁を科する裁判の告知・法第四条第一項)

第十一条 制裁を科する裁判は、宣告によつてその効力を生ずる。

2 本人の在席しないままで制裁を科する裁判の宣告をしたときは、すみやかに、裁判書又は裁判の内容を記載した調書の謄本を本人に送達しなければならない。

3 前項の場合においては、抗告の提起期間は、送達のあつた日の翌日から起算する。

(裁判書・法第四条第一項)

第十二条 制裁を科する裁判については、裁判をした裁判官が裁判書を作り、これに記名押印しなければならない。但し、裁判の内容を第九条第一項の調書又は同条第三項の規定によりこれに代えられる調書に記載させて、裁判書に代えることができる。

(抗告の代理人・法第五条第一項)

第十三条 抗告については、弁護士を代理人に選任することができる。

2 代理人の選任は、書面で届け出なければならない。

(被拘禁者の抗告・法第五条第一項第二号)

第十四条 制裁を科する裁判を受けた者が監置場、刑事施設その他の施設に拘禁されている場合において、抗告の提起期間内に抗告の申立書をその施設の長又はその代理者に提出したときは、抗告の提起期間内に抗告をしたものとみなす。

(平一八最裁規六・一部改正)

(抗告権回復の請求・法第五条第一項)

第十五条 制裁を科する裁判を受けた者は、自己の責に帰することができない事由によつて抗告の提起期間内に抗告をすることができなかつたときは、原裁判所に抗告権回復の請求をすることができる。

2 抗告権回復の請求は、事由が止んだ日から五日以内に抗告の申立と同時にしなければならない。

3 前条の規定は、監置場、刑事施設その他の施設に拘禁されている者が抗告権回復の請求をする場合に準用する。

(平一八最裁規六・一部改正)

(抗告申立書の方式・法第五条第二項)

第十六条 抗告の申立書には、抗告の理由を記載しなければならない。

(抗告事件の送付・法第五条第二項)

第十七条 抗告の申立があつた場合において、原裁判所は、法第五条第二項後段の規定により原裁判を更正するのを相当と認めるときは、決定でその旨の裁判をしなければならない。

2 前項の場合を除いて、原裁判所は、すみやかに、意見を付して事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

(抗告審の裁判・法第五項第一号)

第十八条 抗告裁判所は、抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

(異議の申立及び特別抗告についての準用規定・法第五条第四項、第六条第一項)

第十九条 異議の申立及び特別抗告については、その性質に反しない限り、抗告に関する規定を準用する。

(制裁を科する裁判等の執行命令・法第七条第一項第六項)

第二十条 制裁を科する裁判の執行の命令は、裁判書又は裁判の内容を記載した調書の謄本又は抄本に執行を命ずる旨及び年月日を記載し、裁判官が押印してしなければならない。

2 前項の謄本又は抄本は、急速を要する場合には、制裁を受けた者の氏名、住居その他その者を特定するに足りる事項、裁判の主文、宣告の年月日及び裁判所又は裁判官の氏名を記載した書面をもつて、これに代えることができる。

3 前二項の規定は、法第四条第四項の規定による裁判の執行の命令について準用する。

(収容状の記載事項・法第七条第二項)

第二十一条 収容状には、制裁を受けた者の氏名、住居、年令、監置の期間その他収容に必要な事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

(収容状の執行についての準用規定・法第七条第二項)

第二十二条 収容状の執行については、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中勾引状の執行に関する規定を準用する。

(勾留の執行停止)

第二十三条 勾留されている者に対し監置の裁判を執行するときは、その間、勾留の執行は停止されるものとする。但し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第八十一条の規定によつてされた裁判は、その効力を失わない。

(監置の期間の計算)

第二十四条 監置の期間は、監置に処する裁判の宣告の日から起算する。但し、裁判の宣告後においても、法及びこの規則の規定により拘禁されていない日数は、監置の期間に算入しない。

2 監置の期間については、初日は、その時間にかかわらず、一日として計算する。

3 釈放は、監置の期間満了の翌日午前中に行う。

(裁判の執行停止・法第五条第三項第四項、第六条第三項、第七条第八項)

第二十五条 法第五条第三項但書（法第五条第四項及び法第六条第三項において準用する場合を含む。）及び法第七条第八項の規定による裁判の執行の停止は、決定である。

2 監置の裁判の執行を停止するときは、住居の制限その他相当と認める条件を付することができる。

(補償についての準用規定・法第八条第一項)

第二十六条 法第八条第一項の規定による補償については、刑事補償規則（昭和二十五年最高裁判所規則第一号）を準用する。

(決定の告知)

第二十七条 決定は、この規則に特別の定がある場合を除いて、送達その他相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

(送達)

第二十八条 送達については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。

附則

この規則は、法施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和二七年九月二五日)

附則（昭和四六年六月二三日最高裁判所規則第九号）

この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（平成一八年五月一二日最高裁判所規則第六号）

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。